

平成 21 年度

慶應義塾大学大学院入学試験問題

法務研究科

法律科目試験（論述式Ⅱ）

- 注 意
1. 指示があるまで開かないこと。
  2. この問題冊子は 8 頁ある。試験開始後ただちに落丁、乱丁等の有無を確認し、異常がある場合にはただちに監督者に申し出ること。
  3. 受験番号と氏名は、解答用紙（表）上のそれぞれ指定された箇所に必ず記入すること。
  4. 解答用紙の※を記した空欄内には何も書いてはいけない。
  5. 解答は科目ごとに指定された解答用紙に書くこと。誤った解答用紙に解答した場合でも、解答用紙の交換や再交付には応じない。
  6. 答えは横書きとし、解答用紙（表）の左上から、順次、実線内に一行ずつ書き進めること。
  7. 答えは、黒インクの万年筆またはボールペンで書くこと。
  8. この問題冊子の 3, 5, 7, 8 頁は白紙である。下書きの必要があれば、この部分を利用し、解答用紙を下書きに用いてはならない。
  9. 注意に従わずに書かれた答案、乱雑に書かれた答案、解答者の特定が可能な答案はこれを無効とすることがある。

# 商 法

株主総会について、次の各問に答えなさい。

- 1 会社の最高意思決定機関であるはずの株主総会の決議事項が、取締役会設置会社においては、法令・定款で定めた事項に限られる理由を説明しなさい。
  
- 2 甲株式会社では、定款で議決権を行使する代理人の資格を株主に限る旨を規定している。甲会社の株主である乙株式会社は、乙会社の総務課長 X を甲会社の株主総会に出席させ、議決権を行使させた。ただし、X は甲会社の株主ではない。
  - (1) 株主が代理人によって議決権を行使できるとされているのはなぜかについて説明しなさい。
  - (2) 甲会社の本件株主総会決議の効力について検討しなさい。



## 民事訴訟法

X<sub>1</sub>とX<sub>2</sub>の姉妹は、父親から相続した甲土地を共有している。この甲土地上にYが無断で農作業用の物置小屋を建築して使用している。以下の3つの問題のすべてに答えなさい。

### [問題1]

X<sub>1</sub>が単独でYに対して、甲土地の共有権の確認を求める訴えを提起したとする。これに対し、Yが第1回口頭弁論期日において特段の異議を述べることなく請求の棄却を求める答弁をした場合、裁判所はそのまま本案の審理を進めてよいか。

### [問題2]

X<sub>1</sub>とX<sub>2</sub>が共同でYに対して、Yが甲土地を明け渡すまでの損害金の支払いを求める訴えを提起したとする。裁判所が、証拠調べの結果、Yが不法占拠しているのは甲土地ではなく乙土地であるとの心証を得た場合、乙土地の不法占拠を理由として損害金の支払いを命ずる判決をすることができるか。

### [問題3]

X<sub>1</sub>とX<sub>2</sub>が共同でYに対して、建物収去土地明渡を求める訴えを提起したとする。原告らは、この訴訟が控訴審に係属中に、Yが甲土地を明け渡すまでの損害金請求を追加することができるか。



## 刑事訴訟法

(1) 捜査の過程において、警察官が、被疑者の容貌を、令状の発付を受けることなく写真撮影することが許容される場合がいくつか考えられる。どのような場合が考えられるか。許容されるための要件につき、簡潔に述べなさい。

(2) 検察官は、「被告人は、X と共謀の上、法定の除外事由がないのに、平成20年4月21日ころ、神奈川県横浜市内の被告人方において、X をして自己の左腕に覚せい剤であるフェニルメチルアミノプロパン約0.03 グラムを含有する水溶液約0.25 ミリリットルを注射させ、もって、覚せい剤を使用したものである。」(甲訴因) との訴因で起訴した。第1回公判において、被告人は、「自分が覚せい剤を使用した日は間違いないが、場所は、自分の家ではなく、東京都新宿区内にある Y パチンコ店の男子トイレの中であり、覚せい剤は、X に注射してもらったのではなく、自分自身で左腕に注射した。」旨供述した。検察官は、第2回公判において、「被告人は、法定の除外事由がないのに、平成20年4月21日ころ、東京都新宿区〇〇所在の Y パチンコ店の男子トイレ内において、覚せい剤であるフェニルメチルアミノプロパン約0.03 グラムを含有する水溶液約0.25 ミリリットルを自己の左腕に注射し、もって、覚せい剤を使用したものである。」(乙訴因) との訴因への訴因変更請求を行った。

裁判所は、検察官の上記訴因変更請求を許可することができるか。結論とその理由を簡潔に述べなさい。

(3) 被告人 X 及び Y は、共謀の上、小切手を偽造し、預金債権を詐取したとして詐欺罪で起訴された。公判で、X は犯行を否認していたが、X 宅の捜索で、「〇月〇日△△時、××銀行に集合。連絡は携帯電話。」と書かれた X 自筆のメモが押収されており、検察官は、このメモを「共謀の成立過程」を立証趣旨として取調べ請求した。弁護人が不同意と証拠意見を述べた場合、このメモの証拠能力について述べなさい。



